

**国土交通省地方整備局等
測量・建設コンサルタント等業務
競争参加資格審査申請書作成の手引
－平成23・24年度版－**

目 次

第 1	有資格業者名簿への登録及び公表	
1	有資格業者名簿への登録及び公表	2
2	情報公開法の施行	3
第 2	登録申請の手順	
1	登録申請前の確認（欠格要件）	5
2	申請書類の作成	6
3	申請書類の提出、受付	6
	(1) 申請方法	6
	◎ 定期受付	6
	◎ 随時受付	14
	(2) 申請にあたっての注意事項	14
4	測量・建設コンサルタント等業務の資格審査	16
	(1) 業種区分	16
	(2) 総合点数の算定方法	18
5	資格認定の通知	19
6	申請した事項の変更等の届出	19
第 3	申請書及び作成の方法	
1	提出書類	22
2	提出書類の様式及び記載要領	
	(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	
	[様式①-1]	23
	[様式①-2]	27
	[様式①-3]	33
	(2) 業態調書〔様式②〕	36
	(3) 営業所一覧表〔様式③〕	38
	(4) 技術者経歴書〔様式④〕	39
	(5) 納税証明書等その3等	41
	(6) 登記事項証明書(写し)	42
	(7) 登録証明書等	42
	(8) 財務諸表(1年分)	44
	(9) 受付通知票	44
	(10) 委任状(正)	45
第 4	競争参加資格申請に関するQ & A	
1	文書持参方式で、受付票等の発行はされないのですか	48
2	随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのですか。 定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいの ですか	48
3	登録部局(地方整備局)を追加することはできますか。	48
4	希望業種区分を追加することはできますか。	49

- 5 業態調書の希望業務を変更することはできますか。…………… 49
- 6 定期申請のときにインターネット方式（又は郵送方式）で申請書類
に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいい
でしょうか。…………… 50
- 7 申請書の様式類をインターネット上からダウンロードできませんか。
…………… 50
- 8 「国土交通省統一様式」はどこで入手することができますか。・
…………… 50
- 9 申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。…………… 51
- 10 「外資状況」の考え方を教えて下さい。…………… 51
- 11 「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。…………… 51
- 12 測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格申請にあたっての審
査基準日の考え方を教えて下さい。…………… 52
- 13 営業年数の算出方法を教えて下さい。…………… 52
- 14 測量等の実績のない業務を希望する場合の年間平均実績高はどのよ
うに記入すればいいですか。…………… 53
- 15 営業所一覧表に登録できる営業所はどのようなものですか。… 53
- 16 申請書類のどのように綴じればいいですか。…………… 53
- 17 随時受付は申請後、どのくらいの期間で認定になるのでしょうか。… 53

第1 有資格業者名簿への登録及び公表

第1 有資格業者名簿への登録及び公表

1 有資格業者名簿への登録及び公表

公共事業の基本的使命は、道路、河川、都市、住宅等の社会的基盤整備を図ることであり、さらには、その発注に伴う経済的効果が行政施策の推進の手段として活用されています。

測量・建設コンサルタント等業務（以下「測量等業務」という。）は、以上の公共事業を施工するための基礎資料の作成等を担当し、守秘義務も課せられる極めて重要な業務です。国土交通省地方整備局等では、測量等業務を受注するにふさわしい適切な業者の選定を行うための一環として、資格審査を行った上、有資格業者名簿に登録する制度を実施しています。

○有資格業者名簿

国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）の測量等業務の受注を希望する業者は、次の発注部局ごとに作成される「有資格業者名簿」に登録する必要があります。この名簿は2年ごとに更新されています。

- ・国土交通省各地方整備局（東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部（「中央官衙地区（東京都千代田区霞が関等）」）
- ・国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。以下同じ。）

※国土技術政策総合研究所に申請を希望された業者については、独立行政法人土木研究所にも申請を希望していると見なし、自動的に独立行政法人土木研究所の「有資格業者名簿」に登録されます。国土技術政策総合研究所のみを希望し、独立行政法人土木研究所への登録を希望しない場合には26ページを参照して下さい。

○登録までの流れ

- ①「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）」を地方整備局に提出。
- ②各発注部局において審査。
- ③希望する業種区分ごとに総合点数を算定後、「競争参加資格審査会」の審査。
- ④有資格業者名簿へ登録。

○有資格業者名簿の公表

平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が制定され、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格業者登録名簿」を公表しております。

①公表の内容

- ・商号又は名称
- ・代表者氏名
- ・住所
- ・業種区分における競争参加資格の有無

②公表の方法

- ・各地方整備局の本局及び各事務所での閲覧。

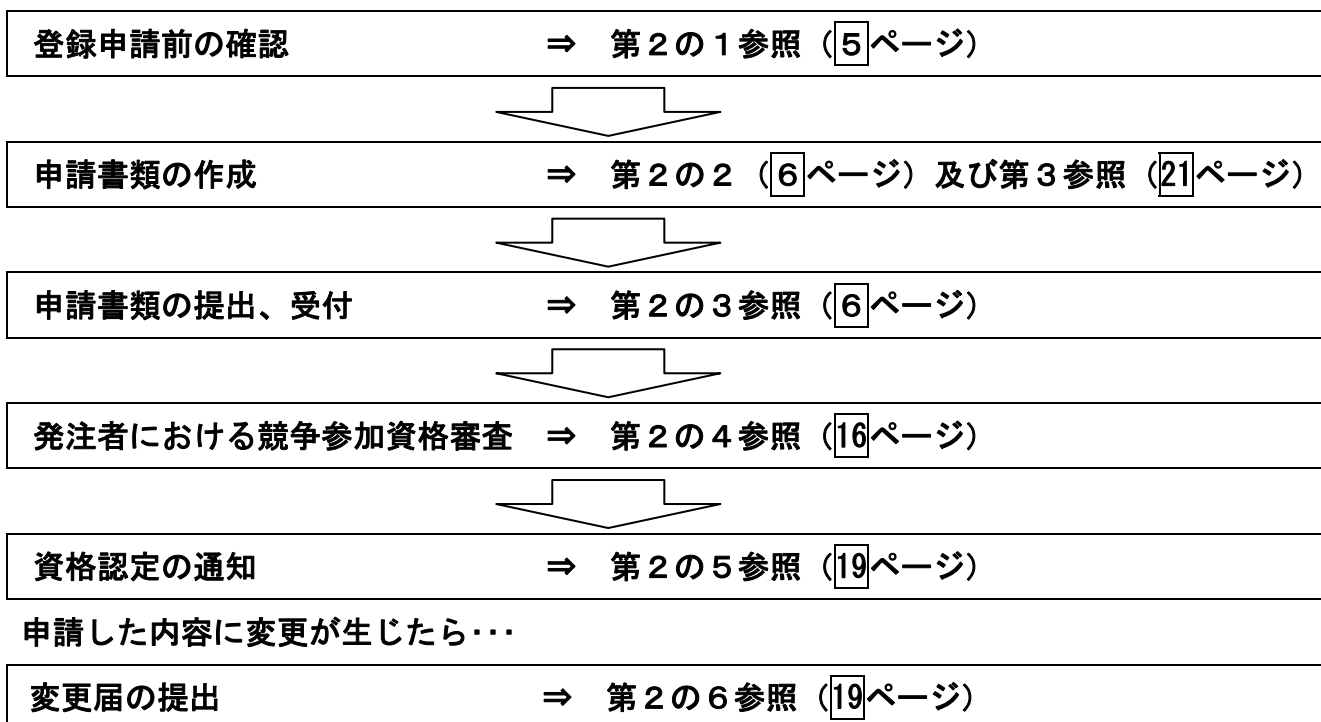
2 情報公開法の施行

国の行政機関においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）の施行に伴い、平成13年4月1日以降は、行政機関（例：地方整備局及び各事務所等）が取得した文書（例：資格審査申請書類など。）は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。

なお、会社代表者の氏名等は、前述1のとおり、**国土交通省においては、「公にすることが予定されている情報」として取り扱っております。**

第 2 登録申請の手順

第2 登録申請の手順



1 登録申請前の確認

(1) 申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

欠格要件

国の契約等について定めた会計法（昭和22年法律第35号）に基づき、国土交通省地方整備局等の測量・建設コンサルタント等業務においては、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしています。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者
- ② 予算決算及び会計令第71条第1項に該当し、次の各号に該当すると認められる者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ イ～ホに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

2 申請書類の作成

※申請書類の記入方法、詳細については、第3を参照のこと。

提出部数

正1部（登録希望部局数に関わりません。）

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

3 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。それ以降でも、国土交通省地方整備局等が発注する測量・建設コンサルタント等業務の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

(1) 申請方法

申請は、インターネット上で行う方式が原則ですが、紙の申請書類を提出する方式もあります。

インターネット方式については、測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]をご確認ください。

書面による競争参加資格申請については、「文書郵送方式」と「文書持参方式」の2つの方法により行います。

◎ 定期受付（2年に1回実施）

① インターネット方式

インターネット方式については、測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]をご確認ください。

② 文書郵送方式

文書郵送方式の受付期間 平成22年12月1日(水)～平成23年1月14日(金)

※平成23年1月14日(金)までの消印のあるものが有効となります。

提出（郵送）先

申請者の本店所在地を管轄する地方整備局

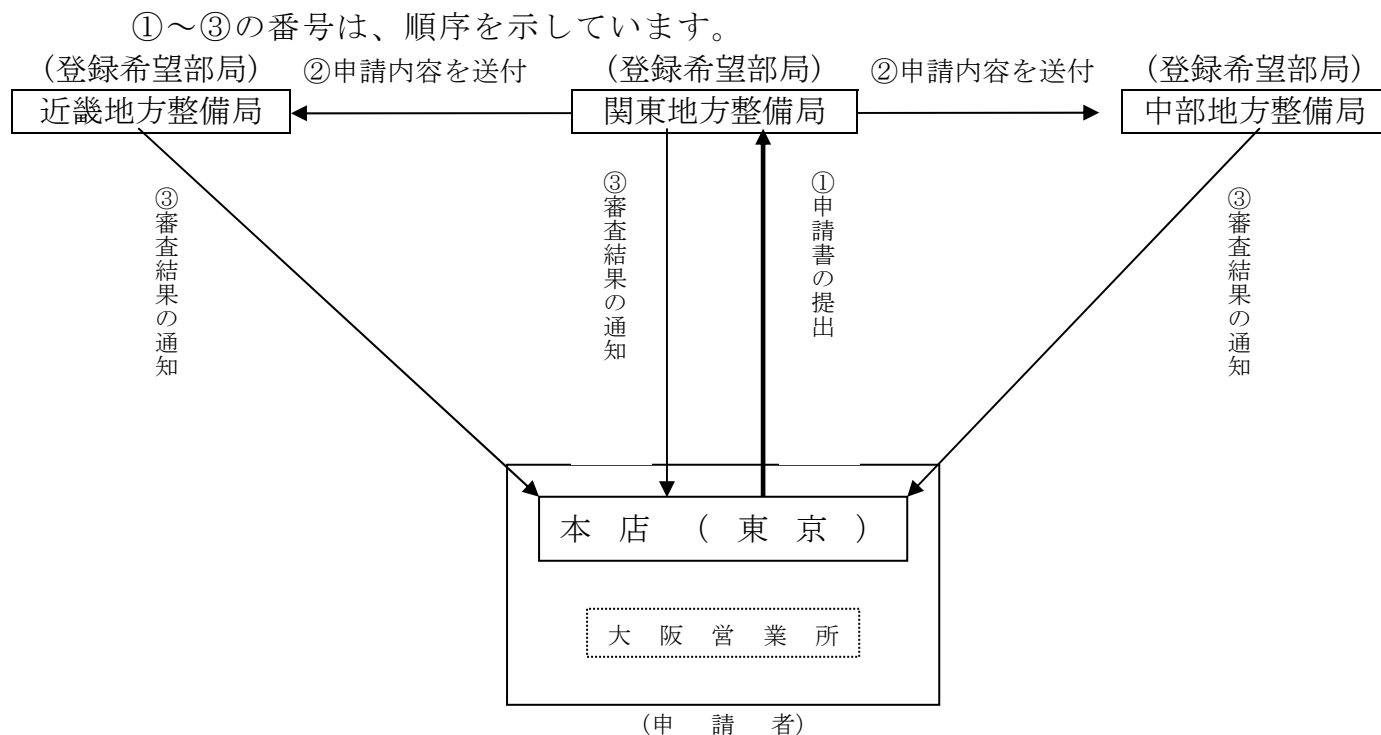
表-2 (13ページ参照)

※地方整備局の「道路・河川・官庁営繕・公園関係」（旧建設省所掌）と「港湾空港関係」（旧運輸省所掌）の相互受付は、持参方式のみとなります。

(例) 書類の提出先と流れ

《本店所在地が東京都で大阪市に営業所があり、関東、中部、近畿の各地方整備局に登録を希望する場合の提出先》

※ 資格審査申請書の提出先は、受付部局に登録を希望するか否かにかかわらず、申請者の本店所在地を所管する受付部局の1ヶ所だけであり、申請書類の提出部数は1部です。



※ 本店が大阪市であれば、近畿地方整備局が「受付部局」となり、その他の地方整備局は「登録希望部局」となります。

※ 上記の相関関係及び提出部数1部のみについては、定期・随時とも同様の取扱いとなります。

郵送方法

書留郵便

※ 普通郵便ではなく、必ず書留郵便で送付して下さい。

※ 申請書類郵送の封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記。

※ 官製葉書又は50円切手を貼付した葉書(9ページ参照)を申請書類と併せて一部提出して下さい(受付通知票として取り扱います)。

※ また、葉書には送付先(住所、申請者(法人)名等)を表面に必ず記載して下さい。

注意事項

① 申請書類一式の写しを保管しておいて下さい。

②郵送後、2週間を経過しても受付通知票による受理又は不受理の連絡がない場合には、受付部局にお問い合わせ下さい。

③不備があった場合には「不受理通知」を発送します。

申請書類に不備等があった場合には、「不受理通知」を発送します。「不受理通知」を受け、既申請内容補正を希望される方については受付部局に来庁していただくことになります。なお、受付部局指示による所定期間内に受付部局に来庁して申請内容について補正していただかないと、定時受付での競争参加資格の認定はできなくなります。

受付通知票
(表)

郵便はがき

50円切手

□ □ □ - □ □ □ □

送付先（住所等）を必ず記載して
下さい。

50円切手を必ず貼付して下さい。

〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇

(株) △△測量

御中

(裏)

空 欄

③ 文書持参方式

文書持参方式の受付期間……………平成22年12月1日(水)～平成23年1月31日(月)
のうち、各地方整備局の定める下記の期間

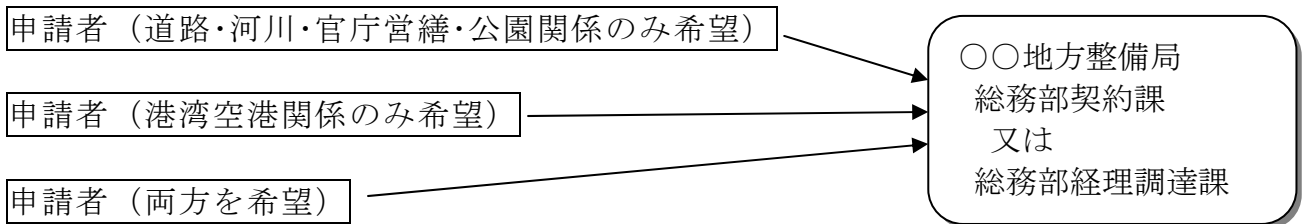
提出場所及び会場ごとの受付期間

申請者の本店所在地を管轄する地方整備局が定めた場所

【定期受付申請会場】下記の期間・場所に持参して下さい。

※地方整備局の「道路・河川・官庁営繕・公園関係」（旧建設省所掌）と「港湾空港関係」（旧運輸省所掌）については、平成15・16年度から定期受付においては、一元的に受付を行っていますので、申請の提出先は、受付会場のいずれか1箇所として下さい。（下図参照。）

【H23・24定期受付における提出先】



※随時受付の場合には、上記とは異なります。（14ページ参照。）

【定期受付申請会場】

※定期受付では、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」の相互受付（持参受付のみ）を下記の場所で開催いたします。持参受付の方は、本店所在地により定められた提出場所での申請を行って下さい。

尚、下記提出場所は、定期受付のみとなっております。随時受付は表-2をご覧ください。

申請者の本店所在地	提出時期	提出場所
宮城県	平成22年12月13日(月)～平成22年12月27日(月) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分	東北地方整備局 定期受付会場 仙台市青葉区二日町 16-1
北海道・青森県・岩手県・ 秋田県・山形県・福島県	平成23年 1月17日(月)～平成23年 1月28日(金) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分	二日町東急ビル5階 TEL 022-225-2171
東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨の各県	平成23年 1月 4日(火)～平成21年 1月31(月) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分	関東地方整備局 さいたま新都心合同庁舎 2号館 17階 さいたま市中央区新都心 2-1 TEL 048-601-3151 及び 横浜第2合同庁舎 14階 142会議室 横浜市中区北仲通5-57 TEL 045-211-7413

申請者の本店所在地	提出時期	提出場所
新潟、富山、石川、長野（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。）及び福井（港湾空港関係に限る。）の各県	平成23年 1月17日(月)～平成23年 1月31日(月) 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分	北陸地方整備局 新潟美咲合同庁舎 1号館4階 新潟市中央区美咲町 1-1-1 TEL 025-370-6647
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）の各県	平成23年1月14日(金)～平成23年1月28日(金) 受付時間 9時30分～16時00分	中部地方整備局定期受付会場 愛知県産業貿易館 西館 8階 名古屋市中区三の丸 3-1-6 TEL 052-953-8138
京都及び大阪の各府並びに福井（港湾空港関係を除く。）、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県	平成23年1月4日(火)～平成23年1月31日(月) 受付時間 9時30分～16時00分	近畿地方整備局 総務部契約課 大阪合同庁舎1号館 第一別館 三階定期受付会場 大阪府中央区大手前 1-5-44 TEL06-6942-1141 及び 近畿地方整備局 総務部経理調達課 神戸地方合同庁舎 神戸府中央区海岸通2-9 TEL078-391-7576
鳥取、島根、岡山、広島及び山口（港湾空港関係については下関市を除く。）の各県	平成22年12月1日(水)～平成23年1月31日(月) 受付時間 9時30分～16時00分	中国地方整備局 広島合同庁舎2号館 11階 総務部契約課 広島府中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231 及び 中国地方整備局 NTTクレド 白島ビル13階 総務部経理調達課 広島府中区東白島町 14-15 TEL082-511-3903
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成22年12月 1日(水)～平成23年1月31日(月) 受付時間 9時00分～16時00分	四国地方整備局 高松サポート合同庁舎 8階入札室 高松市サポート3-33 TEL 087-851-8061

申請者の本店所在地	提出時期	提出場所
九州各県、沖縄県及び山口県 下関市（港湾空港関係に限 る）	平成22年12月15日（水）～平成23年1月31日（月） 受付時間 午前の部 9時30分～11時30分 午後の部 13時00分～16時30分 （土日祝日及び年末年始（12/29から1/3）は除く）	九州地方整備局 定期受付会場 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁 舎 2階会議室 TEL 092-471-6331

表－２ 受付部局 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」(旧建設省所掌)

※定期受付時の郵送方式及び随時受付では、以下の部局で申請書類を受け付けます。

受付担当部局	担当課	住 所	電話番号	申請者の本店所在地
東北地方整備局	契約課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	(代) 022-225-2171	北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各県
関東地方整備局	契約課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	(代) 048-601-3151	東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨各県
北陸地方整備局	契約課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	(代) 025-370-6647	新潟、富山、石川及び長野(長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。)各県
中部地方整備局	契約課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	(代) 052-953-8138	岐阜、静岡、愛知、三重及び長野(岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曾、下伊那及び諏訪各郡の町村に限る。)各県
近畿地方整備局	契約課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	(代) 06-6942-1141	京都及び大阪各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県
中国地方整備局	契約課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	(代) 082-221-9231	鳥取、島根、岡山、広島及び山口各県
四国地方整備局	契約課	〒760-8554 高松市ポータル3-33	(代) 087-851-8061	徳島、香川、愛媛及び高知各県
九州地方整備局	契約課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎	(代) 092-471-6331	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄各県

◎随時受付（定期受付終了後（平成23年2月1日以降）、随時実施）

定期受付の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出（持参もしくは郵送）を受け付けます。

資格の有効期間：資格の認定日（平成23年4月15日以降）～平成25年3月31日

提出先

本店所在地を管轄する地方整備局の総務部契約課（表-2（13ページ参照）の受付部局）に提出して下さい（港湾空港関係は、受付けておりません）。

- ※ 他の地方整備局、本省官庁営繕部、国土技術政策総合研究所へ登録を希望する場合でも本店所在地を管轄する地方整備局に提出すれば登録できます。
- ※ 手続きの詳細については、本店所在地を管轄する上記地方整備局の窓口へお問い合わせ下さい。
- ※ 合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生に伴う再申請等についても随時受付を行っておりますので上記地方整備局の窓口まで相談下さい。

提出部数

正1部

※提出書類は、定期受付と同一の書類となります。

※ただし、文書郵送方式により申請する場合には、官製葉書又は50円切手を貼付した葉書（9ページ参照）を申請書類と併せて一部提出して下さい（受付通知票として取り扱います）。

※また、葉書には送付先（住所、申請者（法人）名等）を表面に必ず記載して下さい。

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

(2) 申請に当たっての注意事項

①重複申請の無いよう、注意して下さい。

申請は、インターネット（定期受付時のみ）、郵送又は持参のいずれか1つの方法により行って下さい。

重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。持参及び郵送の両方で申請したものは、当方で先に受け付けたものを優先します。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないこともあります。

②虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

なお、認定後に営業に関し法律上必要となる資格（17ページ参照）等が無くなっ

た場合には速やかに変更届（19ページ参照）を提出して下さい。

③一度申請した資格審査書類は、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認したうえで申請して下さい。

④申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください。

なお、この資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）。

4 測量・建設コンサルタント等業務の資格審査

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された業者が「有資格業者名簿」に登録されることとなります。

資格審査は、各地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）、本省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）ごとに行いますが、内容は各機関ほぼ同様ですので、以下に、地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）の資格審査の概要を説明します。

測量・建設コンサルタント等業務の場合の資格審査は、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」に定められており、

- ① まず、欠格要件に該当しないことを調査し、
- ② そのうえで、希望する業種ごとに年間平均実績高、自己資本額、有資格者数、営業年数の審査を行い、点数を算出します。
- ③ それらの点数を合算した総合点数に基づき、順位付けが行われます。

(1) 業種区分

国土交通省地方整備局等（港湾空港関係を除く。）が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、表－４のとおりとなっております。

この中から登録を希望する業種区分を選んで申請していただきますが、これ以外の業種区分については受付けていません。

表－４ 業種区分

	地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）	本省大臣官房官庁営繕部
	測 量	測 量	測 量
業 種 区 分	建築関係 建設コンサルタント業務	建築関係 建設コンサルタント業務	建築関係 建設コンサルタント業務
	土木関係 建設コンサルタント業務	土木関係 建設コンサルタント業務	
	地質調査業務	地質調査業務	地質調査業務
	補償関係 コンサルタント業務		

※ 本省大臣官房官庁営繕部が発注する測量等業務とは、特別なものを除き中央官衙地区（東京都千代田区霞が関等）における建設関係コンサルタント業務等で、本省大臣官房官庁営繕部が直接発注する業種を指します。

《 業務内容 》

業 種 区 分	業 務 内 容
測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築)、工事監理(電気)、工事監理(機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画)
土木関係建設コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川・砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、電気・電子、農業土木、森林土木、水産土木、都市計画及び地方計画、その他
地 質 調 査 業 務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償部門、不動産鑑定

※ 国土交通省地方整備局等（港湾空港関係を除く。）測量等業務の業種区分のうち、次の業務区分を希望する方は、それぞれ、測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等が必要となります。

業 種 区 分	業務区分	必 要 な 証 明 書
測 量	測量一般	測量業者登録証明書
	地図の調整	
	航空測量	
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所登録証明書
補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面

※ 上記登録証明書については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものとしております。

※ 申請書様式①の「17 登録等を受けている事業」欄に登録事業等を記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

(2) 総合点数の算定方法

《 総合点数の算定方法 》

下記A～Dの4項目につき、3～5段階に区分し、点数を付与します（300点満点）。

$$\text{総合点数} = 3 \times A + B + 5 \times C + D$$

A = 年間平均実績高の点数（10～30点）

B = 自己資本額の点数（10～30点）

C = 有資格者数の点数（10～30点）

D = 営業年数の点数（10～30点）

《 審査（C 有資格者数の点数対象）となる資格 》

業種区分	X（5点）	Y（2点）
測量	測量士	測量士補
建築関係 建設コンサルタント業務	一級建築士（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。） 建築設備士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	二級建築士 建築積算士（建築積算資格者）
土木関係 建設コンサルタント業務	技術士 【建設部門】 【農業部門】 【森林部門】 【水産部門】 【電気電子部門】 【機械部門】 【情報工学部門】 【地質調査】 【総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするもの。）】 APECエンジニア	一級土木施工管理技士 環境計量士 第一種電気主任技術者 第一種伝送交換主任技術者 線路主任技術者 RCCM
地質調査業務	技術士【地質調査】 【総合技術監理部門（選択科目を上記部門の選択科目とするもの。）】	地質調査技士
補償関係コンサルタント業務		不動産鑑定士、土地家屋調査士 司法書士、補償業務管理士

※ 審査対象となる資格の詳細については、31ページを参照して下さい。（技術士の選択科目に制限があります。）

※ 業種区分の有資格者数の点数の算定方法

X欄の資格は有資格者数に5を乗じ、Y欄の資格は有資格者数に2を乗じて、その和に応じた点数を付与することとしています。

※ 申請者が、外国業者（効力を有する政府調達に関する協定を適用している国等）で、その技術者が有する外国の資格を審査対象として申請する場合には、国土交通省（総合政策局建設市場整備課等）の認定を受ける必要があります。

5 資格認定の通知

申請書の受付後、各地方整備局、本省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)から「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」が送付されます。

※ 定期受付においては、平成23年3月末までに送付します。

※ 認定通知書は、登録された各地方整備局等から通知されます。(7ページの図を参照。)

競争参加資格の有効期間：平成23年4月1日～平成25年3月31日

6 申請した事項の変更等の届出

申請書の提出後、変更等が生じた場合には、速やかに申請者の本店所在地を所管する受付部局に「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(測量・建設コンサルタント等業務)」により、変更届を出して下さい。受付部局以外の各登録部局への提出は必要ありません。

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- ⑤ 廃業したとき(一部廃業も含む。)
- ⑥ 予算決算及び会計令(昭和22年 勅令第165号)第70条に該当する者になったとき
- ⑦ 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき

(2) 有資格業者が次の事項を変更したとき

有資格業者が下表に掲げる事項について変更があった場合については、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」にそれぞれ必要な書類を添付して認定を受けている登録部局に提出して下さい

《測量・建設コンサルタント業務等の場合》

	変更事項	添付書類
法人	本店住所	登記事項証明書の写し
	商号又は名称	登記事項証明書の写し
	本店電話番号及びFAX番号	なし
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書の写し
	許可・登録の状況(希望の累加・削除を含む)	許可・登録等の証明書の写し
	営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 営業所の名称、住所等を確認できるもの (登記事項証明書、許可・登録等の《変更届の写し等》)
	営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの (登記事項証明書、許可・登録等の《変更届の写し等》)
	営業所の閉鎖	なし

個人	住所	住民票の写し
	氏名	戸籍謄本(又は抄本)の写し
	電話番号及びFAX番号	なし
	許可・登録の状況	許可・登録等の証明書の写し

- ※ 上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。
(例)支店長等の変更、市町村合併に伴う住所の変更等
- ※ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- ※ 測量・建設コンサルタント業務等において、一度申請された希望業務の内容は、新規に法律上の資格を取得したことによる場合、建設コンサルタント登録規程等の登録規程に基づいて追加の登録を行った場合に限り、変更が認められております。

「変更届」の書式については、ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

第 3 申請書及び作成の方法

第3 申請書及び作成の方法

※申請書の作成にあたっては、必ず「登録申請前の確認」(5ページ)及び「申請に当たっての注意事項」(14ページ)を確認して下さい。

1 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、クリップでまとめて提出して下さい。

申請書類名	様式 番号	郵送	持参	参照先 ページ
1. 一般競争(指名競争)参加資格 申請書	①-1	○	○	23
	①-2	○	○	27
	①-3	○	○	33
2. 業態調書	②	○	○	36
3. 営業所一覧表	③	○	○	38
4. 技術者経歴書	④	※	※	39
5. 納税証明書その3等	—	○	○	41
6. 登記事項証明書等(写し)		※	※	42
7. 登録証明書等(写し)		○	○	42
8. 財務諸表(1年分)		※	※	44
9. 受付通知票(切手を貼付。)	指定	○	×	44
10. 委任状(正)		※2	※2	45

※ 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「技術者経歴書」、「商業登記簿謄本(写し)」及び「財務諸表(1年分)」の書類の提出を省略できます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出して下さい。

※2 行政書士等が代理申請をするときのみ必要となります。

項目	記載要領																																				
	<p>○都道府県名については、フリガナは記載しない。</p> <p>○丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載する。</p> <p>○登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入して下さい。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。</p>																																				
08 商号又は名称	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。</p> <table border="1" data-bbox="466 616 1404 1003"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> <td>協業組合</td> <td>(業)</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> <td>特例財団法人</td> <td>(特財)</td> <td>特例社団法人</td> <td>(特社)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。</p>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)	特例財団法人	(特財)	特例社団法人	(特社)
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)																																
公益社団法人	(公社)	特例財団法人	(特財)	特例社団法人	(特社)																																
09 役職・代表者氏名	<p>○左詰めで記載。</p> <p>【役職】</p> <p>○下記の役職名のうちから一つを選択して記載する。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。</p> <table border="1" data-bbox="491 1294 1460 1467"> <tbody> <tr> <td>・取締役</td> <td>・取締役社長</td> <td>・代表取締役</td> <td>・代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>・代表取締役副社長</td> <td>・代表社員</td> <td>・代表者</td> <td>・代表理事</td> </tr> <tr> <td>・理事長</td> <td>・社長</td> <td>・副社長</td> <td>・無限責任社員</td> </tr> <tr> <td>・管財人</td> <td>・会長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○個人若しくは該当のない場合は、「代表者」を選ぶこと。</p> <p>【代表者氏名】</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p> <p>○代表者の役職についてのフリガナは記載しないこと。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載する。</p>	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長																						
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長																																		
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事																																		
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員																																		
・管財人	・会長																																				
10 担当者氏名	<p>※申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入して下さい。</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p>																																				

項目	記載要領																				
11 本社（店）電話番号 12 担当者電話番号 13 本社（店）FAX番号	○左詰めで記載。 ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。 ○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記入する。																				
14 メールアドレス	記入不要																				
15 電子入札用ICカードの登録番号	記入不要																				
16 申請代理人	<p>※代理申請をする場合には、<u>45</u>ページを必ず確認して下さい。</p> <p>○行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。</p> <p>○代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「9 代表者氏名」欄への押印は不要である。</p> <p>※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。</p> <p>※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。</p>																				
17 登録を受けている事業	<p>○次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載して下さい。</p> <p>なお、記載する場合には、添付書類として該当する登録証明書、現況報告書等の写しが必要となります。（添付すべき書類の詳細は<u>42</u>ページ参照。）</p> <table border="1" data-bbox="464 1137 1461 2067"> <tbody> <tr> <td>測量業者</td> <td>測量法（昭和24年法律第188号）55条による登録を受けている場合。</td> </tr> <tr> <td>建築士事務所</td> <td>建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント</td> <td>建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。</td> </tr> <tr> <td>地質調査業者</td> <td>地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。</td> </tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td> <td>補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者</td> <td>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>土地家屋調査士</td> <td>土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>計量証明事業者</td> <td>計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。</td> </tr> <tr> <td>空白の欄</td> <td>その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）55条による登録を受けている場合。	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。	地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）	司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合	計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。	空白の欄	その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。
測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）55条による登録を受けている場合。																				
建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合																				
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。																				
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。																				
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合																				
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合																				
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）																				
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合																				
計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。																				
空白の欄	その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。																				

項目	記載要領	
		<p>「計量証明事業者における事業区分ごとの登録」等を行っている場合には、本欄に記載して下さい。</p>
<p>※ 申請書2枚目において、申請を希望する部局欄に○をつけて頂きますが、国土交通省国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)に申請を希望した方につきましては、独立行政法人土木研究所にも申請を希望したものと見なします。独立行政法人土木研究所に登録を希望しない場合には、その旨を朱書きで記載して下さい。</p>		

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
 [様式①-2]

※受付番号 [] ※業者コード []

18 測量等実績高

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局													
	年月から 年月まで (千円)	〇〇年4月から 〇〇年3月まで (千円)	年月から 年月まで (千円)	××年4月から ××年3月まで (千円)		01 東北	02 関東	03 北陸	04 中部	05 近畿	06 中国	07 四国	08 九州	09 国総研	10 官営	合 計			
測量		150,450		145,251	147,851											0	0	5	
建築関係建設コンサルタント業務		201,250		185,363	193,307												0	0	5
土木関係建設コンサルタント業務		625,154		650,250	637,702												0		4
地質調査業務																			
補償関係コンサルタント業務		0		0	0														1
その他		30,020		25,021	27,521														
合計		1,006,874		1,005,885	1,006,381				4	3	3						3	2	15

19 有資格者数(人)

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算士 (建築積算資格者)	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補
1	1	2	4	3	1	25	10	45	40			
技術士												
総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工部門	電気電子部門	機械部門	情報工部門	総合技術監理部門 (地質調査)	地質調査	
1	10				1				1		1	1
第一種電気 主任技術者	伝送交換 主任技術者	線路 主任技術者	APEC エンジニア	RCCM	地質調査技士	補償業務管理士	公共用地経験者	土地家屋調査士	司法書士			
				10		3						

※斜文字は記入例
 (様式①-2)

項目	記載要領												
受付番号、 業者コード	記入不要												
18 測量等実績高	<p>○ 「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の各業種のうち、<u>希望する業種についてのみ記載</u>する。</p> <p>○ 測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、<u>実績がない業種を希望する場合には「0」を記載</u>する。</p> <p>○ 直前2年度分決算の欄には、次の金額を参考に記入する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>記入する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>決算報告書の損益計算書の「売上」金額</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人等</td> <td>収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額</td> </tr> <tr> <td>個人(青色申告)</td> <td>確定申告控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」</td> </tr> <tr> <td>個人(白色申告)</td> <td>確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各売上・収入等実績は当該事業にかかるもののみを記入する（建設</p>	申請者	記入する金額	普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額	一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額	個人(青色申告)	確定申告控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」	個人(白色申告)	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額	組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額
申請者	記入する金額												
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額												
一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額												
個人(青色申告)	確定申告控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」												
個人(白色申告)	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額												
組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額												

項目	記載要領
	業、物品製造業及び役務等の実績は含めないで、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合があります。
18 測量等実績高 ②直前1年度分決算	<p>○審査基準日（申請日の直前の営業年度の終了日。Q-12 52ページ参照。）において確定した決算を含む過去1年間の決算を記入する。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。</p> <p>※消費税を含まない額を記入する。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>
18 測量等実績高 ③直前2年度分決算	<p>○直前1年度分決算の前の1年間の決算を記入する。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。</p> <p>※消費税を含まない額を記入する。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>
18 測量等実績高 ④直前2ヶ年間の年間平均実績高	<p>○②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を記入する。（両決算の合計を2で除して得た数値）</p> <p>※合計欄には縦の金額の合計を記入する。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p> <p>※消費税を含まない額を記入する。</p> <p>※直前2ヶ年の間に、創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定する。</p> <p>例1) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2ヶ年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;"> C B A </p> <p style="text-align: center;"> 12ヶ月 12ヶ月 9ヶ月 </p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;"> 決 決 決 決 審 </p> <p style="text-align: center;"> 算 算 算 算 査 </p> <p style="text-align: center;"> 日 日 日 日 基 </p> <p style="text-align: center;"> 準 </p> <p style="text-align: center;"> 日 </p> </div> <p>直前2年の営業年度の合計月数・・・ (A + B = 21ヶ月)</p> <p>不足月数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 - 21 = 3ヶ月</p> <p>計算式 $\frac{A + B + (C \times 3/12)}{2} =$ 直前2ヶ年間の年間平均実績高</p> <p>例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24ヶ月に満たない場合</p> <p>計算式 各事業年度の実績高の合計額 × 1 / 2 = 直前2ヶ年間の年間平均実績高</p> <p>例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一</p>

項目	記載要領
	<p>性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合 ⇒移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績（ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。）も実績高に含める。</p>
18 測量等実績高 ⑤申請を希望する部局	○希望する業種ごとに登録を希望する部局の欄に「○」印を付す。 ○合計欄に「○」印の数を記載する。 ※ <u>国土交通省国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)</u> に申請を希望した場合、 <u>独立行政法人土木研究所にも申請を希望したものと見なす。独立行政法人土木研究所に登録を希望しない場合には、欄外の余白にその旨を朱書きで記載すること。</u>
19 有資格者数 (人)	○申請日の直前の営業年度の終了日時点の各有資格者数を記載する。 ○数字は右詰めで記載する。 ○1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること（技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合を含む）。 さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載すること。 ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。 1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄にはカウントしない。構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記載すること。 ※ <u>あくまで自社の職員数のみを記載し、友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないこと。（「27 常勤職員の数」欄も同様）。</u> ※ 記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限ります。 ※ 申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。 ※ 「公共用地経験者」欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記載する。 ※ 有資格者数欄に掲げる資格等の定義について、詳しくは別表〔31 ページ参照〕を参照のこと。（「19 有資格者数」欄に記載されている有資格が、全て総合点数の審査対象となるわけではない。） ※ 技術士の有資格者数欄の記入にあたっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合があるので、次ページの表を参考にして、十分注意して記入すること ※ 工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者ははずしてカウントすること。

項目	記載要領	
	有資格者数欄	選択科目
	総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目（「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。）
	建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目
	農業部門	「農業土木」
	森林部門	「森林土木」
	水産部門	「水産土木」
	上下水道部門	全選択科目
	衛生工学部門	全選択科目
	電気電子部門	全選択科目
	機械部門	「流体力学」「交通・物流機械、建設機械」 「機械設計」
	情報工学部門	全選択科目
	総合技術監理部門 (地質調査)	下記「地質調査」欄の選択科目
	地質調査	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」

別 表

業 種 区 分	X (5点)	Y (2点)
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。）
建築関係 建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者、同法による1級建築士の免許を受けている者（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。）及び同法施行規則による建築設備士の登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。）、社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者
土木関係 建設コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」、「交通・物流機械、建設機械」又は「機械設計」とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）に合格、または総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあってはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力（APEC）が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したエンジニアリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者

業 種 区 分	X (5点)	Y (2点)
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格、または総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係 コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者及び社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
 [様式①-3]

※受付番号										※業者コード																		
20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門																												
建設コンサルタント業務																	補償コンサルタント業務											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
河川・海洋及び	港湾及び	電力土木	道路	鉄道	工業用水道及び	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	基礎及び	構築物及び	トンネル	土工計画、施工及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	特殊補償	営業補償	事業損失	補償関連
21 自己資本額										直前決算時 (千円)																		
区 分										(うち外国資本)																		
株主資本										① 評価・換算差額等																		
新株予約権										④ 計 (P)																		
22 損益計算書										税引前当期利益(千円)(S)																		
23 貸借対照表										① 流動資産(千円)(m)																		
										② 流動負債(千円)(n)																		
										③ 固定資産(千円)(Q)																		
										④ 総資本額(千円)(R)																		
24 経営比率										① 総資本純利益率 (S/R×100) (%)																		
										② 流動比率 (m/n×100) (%)																		
										③ 自己資本固定比率 (P/Q×100) (%)																		
25 外資状況										1 外国籍会社 [国名:]																		
										3 日本国籍会社 [国名:]																		
										(外資比率: %)																		
										2 日本国籍会社 [国名:]																		
										(外資比率: 100%)																		
26 営業年数等										① 創 業 48年 4月 1日																		
										② 休業期間又は転(廃)業の期間 60年 7月 5日から 63年 5月 31日まで																		
										③ 現組織への変更 年 月 日																		
										④ 営業年数 2 8 年																		
27 常勤職員の数 (人)										① 技術職員 ② 事務職員 ③ その他の職員 ④ 計 ⑤ 役員等																		
										1 1 2 1 1 1 2 1 3 5 1 0 ※ ⑤は④の内数																		

※斜文字は記入例

(様式①-3)

項目	記載要領
受付番号、業者コード	記入不要
20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門	記入不要
21 自己資本額	○「直前決算時」の欄については、申請しようとする日の直前の決算により記載する。 ※千円未満は切り捨てること。 ※一般社団法人等については、35ページの(参考)による。
21 自己資本額 ①株主資本	○「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。(有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額) ○外資系企業の場合には、「① 株主資本」の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記載する。 ○組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

項目	記載要領
	<p>○個人にあつては、「④ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。</p> <p>○個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とする。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下（P）も同じ金額が入る。</p> <p>○個人（白色申告）の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入する。</p>
21 自己資本額 ②評価・換算差額等	○「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合には、その合計の額を記載する。
21 自己資本額 ③新株予約権	○「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合にはその額を記載する。
22 損益計算書 23 貸借対照表 24 経営比率	記入不要
25 外資状況	<p>○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。</p> <p>○「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。</p>
26 営業年数等	<p>○「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（競争参加資格申請の申請日の直前の営業年度の終了日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てる。）を右詰めで記載する。</p> <p>※組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができる。その場合は、前企業の創業時を証明できる書類の写しを添付すること。</p> <p>※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p>
27 常勤職員の数	<p>○「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には申請しようとする日の直前の営業年度の終了日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を記載し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。なお、法人における常勤役員、個人における事業主は、その勤務実態により①～③のいずれかの欄に含めて記載すること。</p> <p>工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら工事に従事する者ははずしてカウントすること。</p> <p>○「④計」欄には、①～③の人数の合計を記載すること。（なお、法人</p>

項目	記載要領
	<p>における常勤役員の数、個人における事業主は当然に計に含まれる。)</p> <p>○「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載して下さい。</p> <p>※本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること、等）を有することをいうので注意すること。（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。）</p> <p>※あくまで自社の職員数のみを記載し、友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないこと。（「19 有資格者数」欄も同様）。</p> <p>※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。</p>

（参考）一般社団法人等における自己資本額

一般社団法人等の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」をみながら確認できるが、わからない場合は、「正味財産増減計算書」で確認すること。

○「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

自己資本額	区分	直前決算時 (千円)
	(うち外国資本)	
	①株主資本	(1)
	②評価・換算差額等	(2)
	③新株予約権	(3)
④計	(4)	

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	全部事項証明書
(1)	基本財産		資本金	/
(2)	(4) - (1)			
(3)	必ず「0」			
(4)	正味財産合計額	正味財産期末残高		資産総額

※上記（1）において、社団法人で基本財産の無い場合には【正味財産】となります。

項目	記載要領														
会社コード	を記載する。 ※紛失等により当該「会社コード」が分からない方にあつては、次の問合せ先に確認すること。 (社) 公共建築協会公共建築設計者情報センター TEL 03-3234-6265														
登録部門及び希望業務の確認	<p>○申請者において登録を受けている業務区分に「○」印を付す。 ○「希望」の欄には、申請者が希望する業務区分に「○」印を付す。 ※国土交通省地方整備局等(道路・河川・官庁営繕・公園関係)の測量等業務の業種区分のうち、次の業務区分を希望する方は、それぞれ、<u>測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条</u>による登録が必要となり、次の証明書等が必要となる(前記にかかる登録を受けていない場合は、<u>当該業務の申請を希望することはできない</u>)。</p> <table border="1" data-bbox="464 786 1461 1128"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 786 794 826">業種区分</th> <th data-bbox="794 786 1002 826">業務区分</th> <th data-bbox="1002 786 1461 826">必要な証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 826 794 958" rowspan="3">測量</td> <td data-bbox="794 826 1002 866">測量一般</td> <td data-bbox="1002 826 1461 958" rowspan="3">測量業者登録証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 866 1002 907">地図の調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 907 1002 958">航空測量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 958 794 1043">建築関係 建設コンサルタント業務</td> <td data-bbox="794 958 1002 1043">建築一般</td> <td data-bbox="1002 958 1461 1043">建築士事務所登録証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1043 794 1128">補償関係 コンサルタント業務</td> <td data-bbox="794 1043 1002 1128">不動産鑑定</td> <td data-bbox="1002 1043 1461 1128">不動産鑑定業者であることを証する書面</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記登録証明書については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、<u>証明年月日が申請書提出時の3か月以内</u>のものとしております。</p>	業種区分	業務区分	必要な証明書	測量	測量一般	測量業者登録証明書	地図の調整	航空測量	建築関係 建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所登録証明書	補償関係 コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面
業種区分	業務区分	必要な証明書													
測量	測量一般	測量業者登録証明書													
	地図の調整														
	航空測量														
建築関係 建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所登録証明書													
補償関係 コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面													

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載して下さい。

項目	記載要領
受付番号、業者コード	記入不要
種類	<p>○17ページの業種区分（「測量」、「建築関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係コンサルタント業務」）ごとに作成し、種類欄に記載する。</p> <p>なお、技術士【上下水道部門】、【衛生工学部門】、二級土木施工管理技士、不動産鑑定士補、公共用地経験者は業種区分「その他」として記載すること。</p>
氏名	<p>○営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記載し、その直前の氏名欄に（ ）書きで当該営業所名を記載する。</p>
法令による免許等	<p>○業務に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載する。</p> <p>○「法令による免許等」は、様式①-2の19有資格者数の欄に記載の資格に限られる。</p> <p>（例）○○建築士、○○土木施工管理技士</p> <p>※技術士については、必ず部門と選択科目を明記すること。</p> <p>（例）技術士（総合技術監理部門（地質））</p> <p>以下の部門は選択科目の明記は不要とする。</p> <p>【上下水道部門、衛生工学部門、電気電子部門、情報工学部門】</p> <p>※できるだけ資格毎に連記すること。</p>
実務経歴	<p>○最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載する。</p> <p>○審査基準日（申請日の直前の営業年度の終了日）時点における経験年月数を記載すること。</p> <p>○公共用地経験者に係る部分については、当該用地業務に従事した官公庁名及び在職期間等を記載するものとし、必ず10年以上の実務経験が確認できること。</p>

(5) 納税証明書その3等

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、平成13・14年度を有効とする国土交通省地方整備局等の競争参加資格審査（建設工事、測量建設コンサルタント等業務）から添付書類として「納税証明書」の提出を求めています。

※文書持参・文書郵送方式において「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

※国税庁から発行される電子納税証明書には対応していません。

① 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出して下さい。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。個人にあっては、申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。	○	○

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出して下さい。

② 納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出して下さい。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。

③ 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のもの

④ 提出方法

申請書類に添付して提出して下さい。

(6) 登記事項証明書等（写し）

○ 法人の場合には、登記事項証明書又は履歴（現在）事項証明書（写しでも可）を提出して下さい。

（提出の省略）

※ 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、提出を省略することができます。

ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

(7) 登録証明書等（写し）

○ 営業に関し、法律上必要とする登録証明書等の写しを提出して下さい。

○ 発行官公署において定めた様式によるものとします。

○ 測量、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務については、証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものとし、（現況報告書については、申請日の直近のもの。）

○ 証明書類については、複写機による鮮明な写し（拡大・縮小はせず、できるだけA4サイズ。）とします。

※ 次の業務区分を希望する方は、それぞれ、測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等が必要となります（前記にかかる登録を受けていない方は、当該業務の申請を希望することはできません。）。

業 種 区 分	業務区分	必 要 な 証 明 書
測 量	測量一般	測量業者登録証明書
	地図の調整	
	航空測量	
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所登録証明書
補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面

※ 申請書様式①の「17 登録等を受けている事業」欄に登録事業等を記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

登録証明書等の提出が必要なもの及び証明書等の発行窓口は次のとおりです。

対応する事業登録	添付書類	証明書等の発行窓口
測量業者	測量業者登録証明書	申請者・届出者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局（建政部）又は北海道開発局、沖縄総合事務局の担当課
建築士事務所	建築士事務所登録証明書	登録を受けている都道府県
建設コンサルタント	現況報告書の副本の写し（※）	申請者・届出者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局（建政部）又は北海道開発局、沖縄総合事務局の担当課
地質調査業者	現況報告書の副本の写し（※）	申請者・届出者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局（建政部）又は北海道開発局、沖縄総合事務局の担当課

対応する事業登録	添付書類	証明書等の発行窓口
補償コンサルタント	現況報告書の副本の写し (※)	申請者・届出者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局（用地部）又は北海道開発局、沖縄総合事務局の担当課
不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	申請者の主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定業者登録担当課
土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面	申請者の所在地を管轄する土地家屋調査士会
司法書士	司法書士であることを証する書面	申請者の所在地を管轄する司法書士会
計量証明事業者	計量証明事業者であることを証する書面	登録を受けている都道府県

※添付する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであること。

(例) 一級建築士事務所の例

証 明 願	
平成 年 月 日	
〇〇知事	〇〇〇〇殿
	事務所所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
	申請者氏名 〇 〇 〇 〇
<p>一般競争（指名競争）参加資格審査申請のために必要がありますので、下記のとおりであることを証明願います。</p>	
記	
1. 級別	一級建築士事務所 〇〇〇
2. 登録番号	知事登録（～）第1234号
3. 登録年月日	平成 年 月 日
4. 名称	〇 〇 〇 〇
5. 所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇
6. 申請者名	〇 〇 〇 〇
..... 第 号	
上記のとおりであることを証明する。	
平成 年 月 日	
〇〇〇知事 〇 〇 〇 〇 印	

(8) 財務諸表（1年分）

○申請日の直前における財務諸表（1年分）を提出して下さい。

【法人の場合】

審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）

【個人の場合】

審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書

※ 資格審査受付期間中に審査基準日を含む1年の事業（営業）年度の財務諸表の調整が完了しない場合には、直前1年の事業（営業）年度の前年度の財務諸表によって下さい。

（提出の省略）

※ 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「財務諸表（1年分）」の提出を省略することができます。

(9) 受付通知票

文書郵送方式により提出する場合には、1部提出して下さい。

※官製葉書又は50円切手を貼付した葉書（**9**ページ参照）を申請書類と併せて一部提出して下さい。

※また、葉書には送付先（住所、申請者（法人）名等）を表面に必ず記載して下さい。

(10) 委任状（正）

申請代理人により代理申請をする場合のみ提出して下さい。

申請書への押印

行政書士等が申請代理人として代理申請する場合には、申請書への押印は、申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足りません。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用して下さい。

※代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出して下さい。

【委任状の条件】

- ①委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。
- ②委任の範囲が具体的に記載してあること。
※ただし、資格認定通知書の受領の権限を委任することはできません。
- ③受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④委任者・受任者の氏名、住所の記載及び押印があること。

(委任状の例)

<h1 style="margin: 0;">委 任 状</h1>			
受 任 者			
住 所			
登録番号			
氏 名	(印)		
私は上記の者を代理人と定め、国土交通省地方整備局等の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。			
委任事項			
1. 申請書類の作成			
1. 申請代理			
1. 記載事項の訂正			
平成 年 月 日			
委 任 者			
住 所			
商号又は名称			
代表者氏名			(印)

その他

- 資格の認定通知書は、申請者本人に郵送されます。（代理受領はできません。）
- 従来申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入し、氏名の横に押印して下さい。（申請代理人欄への記名押印、委任状の提出はいずれも不要です。）

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいいます。

申請者はあくまで本人であり、申請書の記名・押印も申請者本人のものが必要となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれにあたります。

申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の記名・押印は代理人のものとなります。

平成13年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、平成17・18年度競争参加資格申請から代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意して下さい。

第4 競争参加資格審査申請に関するQ & A

第4 競争参加資格審査申請に関するQ & A

Q-1	文書持参方式で、受付票等の発行はされないのですか。
A-1	<p>持参方式の場合には、受付の事実がその場で確認できるため、郵送の場合に発行する受付票は発行していません。</p> <p><u>ただし、持参の場合で申請者が受付の確認を希望する場合には、申請書の写し又は任意の様式を用意していただければ、受付窓口で受付印を押すことはできます。</u> <u>(随時受付も同様の取扱いです。)</u></p>
Q-2	<p>随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのですか。</p> <p>定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいのですか。</p>
A-2	<p><u>随時申請及び変更届の提出ともにインターネットでは行うことができません。</u> <u>持参又は郵送にてお願いいたします。</u></p> <p>定期申請をインターネットで行った場合でも、変更届を提出する場合には、<u>申請者の本店所在地を所管する受付部局に持参又は郵送で提出して下さい。</u>その際「道路・河川・官庁管轄・公園関係」と「港湾空港関係」どちらにも申請をしている場合は、それぞれの受付部局に提出が必要です。受付部局以外の各登録部局への提出は必要ありません。</p> <p>また、インターネット一元受付に参加している機関に登録されている場合には、各機関にも変更届を提出して下さい。</p>
Q-3	資格認定を受けた後、登録部局（地方整備局）を追加することはできますか。
A-3	<p><u>登録部局を追加することはできます。</u></p> <p>登録部局の追加は、新規の扱い（随時受付）となりますので、新規の申請時に必要な申請書類一式を受付部局（※）に提出することが必要になります。</p> <p>ただし、平均実績高の割振りなどに一定の制限がありますので、詳細については、受付部局にお問い合わせ下さい。</p> <p>※受付部局（問合せ先） 13 ページ</p>

Q-4	資格認定を受けた後、希望業種区分（測量・建築関係建設コンサルタント・土木関係建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント）を追加することはできますか。
A-4	<p>希望業種区分を追加することはできます。</p> <p>希望業種区分の追加は、新規の扱い（随時受付）となりますので、新規の申請時に必要な申請書類一式を受付部局（※）に提出することが必要になります。</p> <p>ただし、既に認定済みの希望業種区分の認定内容の変更はできません。また、年間平均実績高の割振りなどに一定の制限がありますので、詳細については、受付部局にお問い合わせ下さい。</p> <p>※受付部局（問合せ先） 13ページ</p>

Q-5	資格認定を受けた後、業態調書の希望業務を変更することはできますか。									
A-5	<p><u>一度申請された希望業務の内容は次の場合を除いて、変更できませんので、申請にあたっては、申請内容を十分確認をしていただくよう、お願いします。</u></p> <p>【変更が可能な場合】</p> <p>1. 法律上の資格を必要とする業務 法律上の資格を必要とする次の業務については、新規に法律上の資格を取得したことによる追加登録をすることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">業種区分</th> <th style="background-color: #d9ead3;">業務区分</th> <th style="background-color: #d9ead3;">必要な証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築関係 建設コンサルタント業務</td> <td>建築一般</td> <td>建築士事務所登録証明書</td> </tr> <tr> <td>補償関係 コンサルタント業務</td> <td>不動産鑑定</td> <td>不動産鑑定業者であることを証する書面</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測量業務については全ての登録部門について測量法第55条の登録が必要であるため変更は認められません。</p> <p>2. 建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程の登録部門 「建設コンサルタント」及び「補償コンサルタント」の登録規程に基づいて追加の登録を行った場合、それに対応する希望業種については、追加等が可能です。 その際には、「希望」欄についても併せてご確認下さい。</p> <p>※1又は2に該当する方で追加の登録を希望する方は19ページに定める変更届を申請者の本店所在地を所管する受付部局に提出して下さい。</p> <p>※1又は2のケースにおいて変更が認められるのは業態調書の内容のみですのでご注意ください。</p>	業種区分	業務区分	必要な証明書	建築関係 建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所登録証明書	補償関係 コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面
業種区分	業務区分	必要な証明書								
建築関係 建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所登録証明書								
補償関係 コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面								

Q-6	定期申請のときにインターネット方式（又は郵送方式）で申請書類に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいいでしょうか。
A-6	<p>平成23年1月31日までは持参方式による申請を受け付けていますので、不備がなければ、受付が可能です。</p> <p>ただし、一部の地方整備局では、本店所在地により日程の割り振りをしている場合等がありますので、受付部局（※）までお問い合わせ下さい。</p> <p>また、必要書類が受付期間中に間に合わなかった場合でも、随時受付は行っていますので、ご活用下さい。</p> <p>詳細は、受付部局にお問い合わせ下さい。</p> <p>※受付部局（問合せ先） 13 ページ</p>

Q-7	申請書の様式類をインターネット上からダウンロードできませんか。
A-7	<p>申請書の様式及び変更届については、国土交通省のホームページからダウンロードが可能です。</p> <p>http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html</p>

Q-8	「国土交通省統一様式」はどこで入手することができますか。
A-8	<p>一部の発注者において、「国土交通省統一様式」と指定していることがあるようですが、<u>「国土交通省統一様式」というものはありません。</u></p> <p>（参考） 申請書類の様式については、主に次のものがあります。</p> <p><u>1. 中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）統一様式</u> 国土交通省が事務局となっている中央公契連に加盟する中央省庁及び特殊法人等において、申請書類のうち統一して使用している部分について申し合せを行い、様式を定めたもの。 ただし、共通部分のみの様式であるため、各発注機関が使用するにあたっては、各々必要な選択様式を追加して使用しています。</p> <p><u>2. 国土交通省地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類</u> 国土交通省地方整備局へ申請する場合に使用している様式。上記1を基に、国土交通省地方整備局が必要とする選択様式を加えたもの。</p> <p>※このほか、国土交通省における申請書類は、大臣官房会計課所掌機関用、北海道開発局用のものがあります。＝国土交通省の統一様式というものはありません。</p> <p><u>3. その他各発注機関が定める申請書類</u></p>

Q-9	申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。
A-9	鉛筆等の容易に修正できる筆記具は使用しないで下さい。 修正液、修正テープ不可

Q-10	「外資状況」の考え方を教えて下さい。
A-10	外資状況に記載する会社には、つぎの3種類があります。 ①外国籍会社 本店が海外にあるもの。 例：外国籍企業の日本支店（〇〇日本支店、〇〇日本支社） など ②日本国籍会社（外資100%） 100パーセント外国資本の会社 本店が日本にあるが、全額外国企業が出資しているもの。 例：外国籍会社の日本法人（日本〇〇、〇〇ジャパン） など ③日本国籍会社 一部外国資本の会社 本店が日本にあるが、一部外国企業が出資しているもの。 例：日本企業と外国企業との合弁会社（日本〇〇、〇〇ジャパン） など

Q-11	「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。																
A-11	「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。 ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。この場合には、役職欄には「代表者」と記載して下さい。 なお、申請書の「役職」欄に記入する役職名は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="327 1818 1377 1989"> <tr> <td>・取締役</td> <td>・取締役社長</td> <td>・代表取締役</td> <td>・代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>・代表取締役副社長</td> <td>・代表社員</td> <td>・代表者</td> <td>・代表理事</td> </tr> <tr> <td>・理事長</td> <td>・社長</td> <td>・副社長</td> <td>・無限責任社員</td> </tr> <tr> <td>・管財人</td> <td>・会長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長		
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長														
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事														
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員														
・管財人	・会長																

Q-12	測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格申請にあたっての審査基準日の考え方を教えてください。										
A-12	<p>測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査の審査基準日は、次のとおりです。</p> <p>1. 審査基準日 資格審査申請日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日）</p> <p>2. 申請項目毎の対象期間等</p> <table border="1" data-bbox="323 667 1334 925"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 667 587 707">申請項目</th> <th data-bbox="587 667 1334 707">対象期間（申請書作成の基準時点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 707 587 748">年間平均実績高</td> <td data-bbox="587 707 1334 748">審査基準日の直前2年の各事業（営業）年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 748 587 788">自己資本額</td> <td data-bbox="587 748 1334 788">審査基準日の直前の営業年度の決算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 788 587 828">有資格者数</td> <td data-bbox="587 788 1334 828">審査基準日におけるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 828 587 925">営業年数</td> <td data-bbox="587 828 1334 925">競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの</td> </tr> </tbody> </table>	申請項目	対象期間（申請書作成の基準時点）	年間平均実績高	審査基準日の直前2年の各事業（営業）年度	自己資本額	審査基準日の直前の営業年度の決算	有資格者数	審査基準日におけるもの	営業年数	競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの
申請項目	対象期間（申請書作成の基準時点）										
年間平均実績高	審査基準日の直前2年の各事業（営業）年度										
自己資本額	審査基準日の直前の営業年度の決算										
有資格者数	審査基準日におけるもの										
営業年数	競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの										

Q-13	営業年数の算出方法を教えてください。
A-13	<p>1. 起算日 競争参加資格希望業種に係る事業の開始日とします。</p> <p>2. 末日 審査基準日とします。 審査基準日は、Q-12のとおり、「資格審査申請日の直前の営業年度の終了日」となります。</p> <p>3. 営業年数の算出 起算日から末日までの期間から、休業期間を差引く。 年未満の端数については、切捨ててください。</p> <p>【計算例】</p> <p>①創業年月日：1989年4月1日 ②審査基準日：2010年3月31日 ③休業期間：1997年4月1日～1998年5月31日（1年2ヶ月）</p> <p>営業年数＝21年0ヶ月（①～②）－ 1年2ヶ月 ＝19年10ヶ月 [端数処理]⇒19年</p>

Q-14	測量等の実績のない業務を希望する場合の年間平均実績高はどのように記入すればいいですか。
A-14	実績高がない場合には、年間平均実績高を「0」（ゼロ）として記入して下さい。

Q-15	営業所一覧表に登録できる営業所はどのようなものですか。
A-15	<p>本店又は常時契約を締結する支店等営業所に限られます。</p> <p>常時契約を締結する支店等営業所とは、測量・建設コンサルタント等業務に関する契約の見積、入札、契約締結等、測量・建設コンサルタント等業務に関する契約の締結に係る実体的な行為を行う営業所をいいます。</p> <p>次のような営業所は「<u>常時契約を締結する</u>」営業所とは言えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単なる事務の連絡のために置かれている営業所 ○他に兼業（建設業等）を営んでいる場合の営業所であって、<u>測量・建設コンサルタント等業務には全く無関係なもの</u> ○海外に設置されている営業所

Q-16	申請書類をどのように綴じればいいですか。
A-16	クリップで綴じて下さい。（ファイルに綴じる必要はありません。）

Q-17	随時受付は申請後、どのくらいの期間で認定になるのでしょうか。
A-17	適正な申請を受理してから1ヶ月から1ヶ月半で認定になります。申請手続きについては14ページを参照して下さい。